



発行
東京都

目次

11

告示

○知事指定薬物の指定の失効……………
……………（福祉保健局健康安全全部業務課）…

告示

●東京都告示第三百五十七号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都
条例第六十七号）第十三条第一項の規定により、知事指定
薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規
定により告示する。

令和三年三月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 失効する知事指定薬物の名称
別表のとおり

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有
効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に
規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医
療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和三

年厚生労働省令第四十七号）の施行により、医薬品、医
療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法
律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第十五項に
規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

令和三年三月二十五日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用につ
いては、なお従前の例による。

【別表】

	化学名	通称名
(1)	N-(1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-プチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	ADB-BUTINACA
(2)	1-[1-(3-フルオロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類	3F-PCP、3-Fluoro-PCP
(3)	3-{2-[エチル(プロピル)アミノ]エチル}-1H-インドール-4-イル=アセテート及びその塩類	4-AcO-EPT
(4)	エチル=(R)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(R)-ピペリジン-2-イル]アセテート、エチル=(S)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(S)-ピペリジン-2-イル]アセテート及びそれらの塩類	threo-4-Fluoroethylphenidate
(5)	エチル=(R)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(S)-ピペリジン-2-イル]アセテート、エチル=(S)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(R)-ピペリジン-2-イル]アセテート及びそれらの塩類	erythro-4-Fluoroethylphenidate

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三三二)一〇一〇一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

